

過疎地域における事業用設備等の割増償却

過疎地域における雇用機会の拡充を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を取得等して事業の用に供した場合に割増償却が可能。

1. 内 容:

○ 個人又は法人が、過疎市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上し、必要経費に含めることにより、課税の繰り延べ効果が発生する。

○税 目：所得税、法人税

○対象業種、取得価額等：

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設、製作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設に係る取得	
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

機械・装置

<具体例>

- ・食品、金属製品、電気機器、
その他の製造設備
- ・太陽光発電設備 等

建物・附属設備

<具体例>

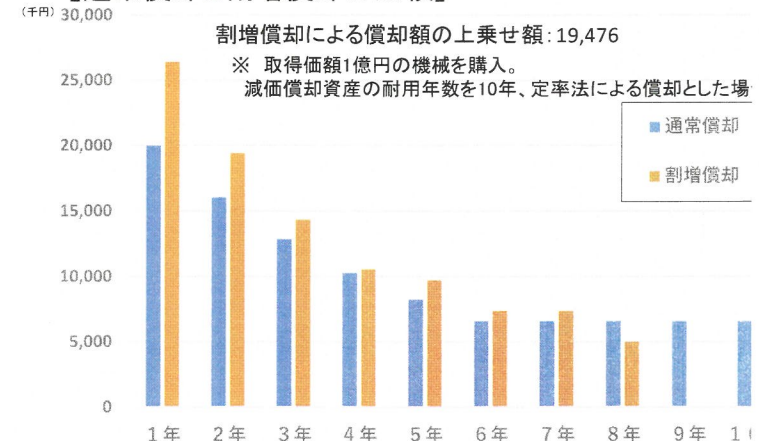
- ・店舗、工場
- ・照明、水道、ガス、空調設備
- ・エレベーター 等

構築物

<具体例>

- ・塀、防壁
- ・貯水用タンク
- ・アスファルト敷の舗装路 等

【通常償却と割増償却の比較】



2. 適用期限：令和6年3月31日まで

3. 適用要件：過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載
(記載事項：区域、対象業種 等)